別表六（十九）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の11の２第２項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11の２第２項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　⑼」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。

3　「差引改定取得価額（⑻－⑼）　⑽」の欄は、特定事業用機械等（租税特別措置法第42条の11の２第１項に規定する特定事業用機械等をいう。）に係る一の特定地域経済牽引事業施設等（同項に規定する特定地域経済牽引事業施設等をいう。）を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円（当該特定事業用機械等が平成31年４月１日前に取得又は製作若しくは建設をされたものである場合には、100億円）を超える場合には、「差引改定取得価額 ＝ (80億円又は100億円) × ⑻－⑼ / 一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額 ⑽」と読み替えて計算した金額を記載すること。この場合には、「機械設備等の概要」の欄に当該合計額その他参考となるべき事項を記載すること。

4　「同上のうち地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業の用に供したものに係る額　⒀」の欄は、租税特別措置法第42条の11の２第１項第１号に規定する特定法人がその同項に規定する承認地域経済牽引事業（租税特別措置法施行令第27条の11の２第２項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。）の用に供した機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額を記載すること。